

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例の制定について

制定の背景

静岡市では、物の堆積や放置、建物の不良な管理、動物の多頭飼育や不適切な給餌などにより周辺の悪臭や騒音を原因とする身近な生活環境が悪化しているという相談が市民の方から多く寄せられています。

こうした生活環境の悪化は、原因となる者の精神的・身体的な状況や地域での孤立などが要因となっているケースも多く、これまでも職員が福祉的な視点から粘り強く働きかけるなどして、生活環境の改善を支援してきました。

しかし、対象者が支援を拒否するような場合、市が不良な生活環境の解消を義務付ける仕組みがないこと、法令による対処ができるものであったとしても各関係法令を総合的に活用して円滑に不良な生活環境の解消につなげる仕組みがないこと等から、生活環境の悪化が長期化するケースも生じています。

そのため、今回、これまでの原因となる者への支援を基本としながら、より効果的な支援を実施し、生活環境の悪化の解消に向けて一層積極的かつ効果的に取り組んでいき、更には周辺の生活環境に著しい影響を及ぼす不良な生活環境に対応するため、命令・行政代執行などの措置や、各関係法令を総合的・横断的に活用した仕組みを備えた「静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を制定することとしました。

つきましては、この条例案について、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（案）

1 目的

- この条例は、不良な生活環境を解消し、良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、不良な生活環境の解消、予防及び再発防止を推進するとともに、不良な生活環境の原因となる者（以下「原因者」という。）の多くが生活上の諸問題を抱えていることに鑑み、当該問題の解決に向けた支援の充実を図り、もって市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とします。

【解説】

- 物の堆積や放置等によって発生する悪臭や騒音、ねずみや害虫などは、本人の生活環境のみでなく、近隣住民の生活環境にも影響を与え、さらに火災の危険や物の崩落等により身体、生命にまで危険を及ぼすおそれがあります。

このような不良な生活環境を解消し、良好な生活環境を確保するために、その状態を解消し、その発生を未然に防ぎ、解消した場合には再び発生させないようにするための支援や措置に係る規定を定めるとともに、不良な生活環境の原因となる対象者の多くが生活上の諸問題を抱えていることに鑑み、その解決に向けた支援の充実を図ることにより、もって安心かつ安全で快適に暮らすことができる生活環境を確保することを目的とします。

2 定義

不良な生活環境

- 建物等における物品等の堆積又は放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水、立木及び雑草の繁茂等により、当該建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態

建物等

- 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びその敷地をいう。

【解説】

- 条例の対象となる不良な生活環境とは、物品等の堆積又は放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水、立木及び雑草の繁茂等により、本人の生活環境や周辺の住民の生活環境が著しく損なわれている状態をいいます。
- 建物等とは建築基準法第2条第1号に規定する建築物とその敷地をいいます。

3 基本方針

不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとします。

- 不良な生活環境は、原因者が自ら解消することを原則とします。
- 不良な生活環境の発生の背景に、精神的又は身体的な状況や地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、当該課題等を抱える原因者に寄り添った支援を行うものとします。
- 不良な生活環境の発生の防止及び対策は、市と地域住民、関係機関などが協力して解消に向けたあらゆる支援を行うものとします。
- 不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずるものとします。

【解説】

不良な生活環境の解消に向けた基本方針を定めます。

- 不良な生活環境を発生させている原因者がその解消を行うことを原則とします。
- 不良な生活環境が発生する背景として、加齢による身体機能の低下や疾病や障害による判断能力が不十分な状態や社会的な孤立など、複合的な諸問題があることが多いことから、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。
- 市、地域住民、関係機関などは協力して不良な生活環境の防止や解決に向けた支援、見守り、声掛け等の対策を行うものとします。
- 不良な生活環境の解消は支援を基本とし、情報提供や相談、助言、福祉サービスによる援助、原因者の同意を得たうえでを行う堆積物の排出等を実施しますが、原因者が支援を拒否するような場合や生活環境の悪化が受忍の限度を超える場合には、必要に応じた措置を講ずるものとします。

4 市の責務

- 市は、この条例の目的を達成するため、基本方針にのっとり、不良な生活環境の解消に関する対策その他の取組を適切に実施するものとします。
- 市は、不良な生活環境の解消に当たって、各関係法令に基づく措置等を適切に活用するとともに、関係機関との円滑な連携を実施します。

【解説】

- 不良な生活環境の解消に関する対策その他の取組を適切に実施し、不良な生活環境の解消に対応する各関係法令（建築基準法、空家等の対策の推進に関する特別措置法、動物の愛護及び管理に関する法律、民法、消防法、道路法等）による措置等を適切に活用するとともに、関係機関との円滑な連携を実施するものとします。

5 市民の責務

- 市民は、不良な生活環境の発生の予防に努めるものとします。
- 市民は、市が実施する不良な生活環境の解消に関する対策その他の取組に協力するよう努めるものとします。

【解説】

- 市民は、各人が不良な生活環境の発生の予防に努め、市が実施する不良な生活環境を解消に関する対策や取組に協力するよう努めるものとします。

6 支援

- 市は、不良な生活環境を覚知した場合には必要な支援を行うものとします。
- 市は、原因者に対する情報提供、助言その他の必要な公的支援を行うとともに、地域住民、関係機関などに対する情報提供を行うものとします。
- 市は、一般廃棄物に該当する堆積物の排出の指導又は収集、適切な飼い方の指導、動物の引き取り、立木等の伐採の助言、建物等に対する緊急時の応急対応、市営住宅への誘導等の支援を行うものとします。
- 市は、不良な生活環境が解消された後に再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し見守りなどの取組による支援を行うものとします。

【解説】

- 市は、情報提供、助言等の支援を行うとともに、一般廃棄物に該当する堆積物の排出指導等の行政サービスとしての支援を行うものとします。
- 市は、不良な生活環境が解消された後においても、地域住民、関係機関などと協力し再発の防止に関する取組を行うものとします。

7 調査

- 市は、この条例の施行に必要な限度において、次の調査等を行うことができるようにします。
- 建物等の状態や使用状況等について、原因者、建物等の所有者その他関係者に報告を求めること
- 原因者、建物等の所有者その他関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用すること
- 関係機関に対し、居住者に関する情報の提供を求めること
- 不良な生活環境である建物等への立入調査等を行うこと

【解説】

- 市は、条例の施行を適正に実施するため、原因者、建物等の所有者その他関係者に報告を求め、市の保有する情報を利用し、関係機関に対し情報提供を求め、不良な生活環境である建物等へ立ち入って調査を行うことができるようにします。
- 立入調査等を正当な理由なく拒否した場合等は、当該拒否等をした者に対し、過料を科す場合があります。

8 措置

支援を実施しても不良な生活環境が解消しない場合において、周辺的生活環境に対して著しく影響を及ぼすときは、次の措置をするものとします。

指導

- 不良な生活環境の原因となる物品等の堆積又は放置をする者（以下「堆積者」という。）又は不良な状態にある建物等の所有者に対し、不良な状態を解消するために必要な措置をとるように指導することができます。

勧告

- 指導をしたにもかかわらず、不良な状態が解消しないときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて不良な状態を解消するために必要な措置を採ることを勧告することができます。

命令

- 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて勧告に係る措置を採ることを命令することができます。

行政代執行

- 命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わず、他の手段によって命令した措置の履行を確保することが困難であり、命令した措置の不履行が著しく公益に反する場合は、市は、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができます。

【解説】

- 指導及び勧告は、行政指導に当たるもので、不良な生活環境の原因者等に対し著しく影響を及ぼす不良な状態であることを通知するとともに、自主的に当該状態を解消する機会を与えるためのものです。
- 命令は、行政処分に当たるもので、勧告に従わない者に対し不良な状態の解消をするために必要な措置を実施するよう命じるものです。
- 行政代執行は、命令を受けた者がこれを履行しない場合、他の手段によってその

履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市は、行政代執行法に基づき命令を受けた者の費用で当該者のなすべきことを実施することができるものです。

- 命令に従わなかった場合は、当該命令を受けた者に対し、過料を科す場合があります。

9 過料

- 正当な理由なく立入調査等を拒否した場合及び命令を受けた者が当該命令に従わないときなどは、5万円以下の過料を科します。

【解説】

- 正当な理由なく立入調査等を拒否した場合や、命令に従わなかったときなどは、5万円以下の過料を科します。
- 過料の上限額は、地方自治法により5万円以下と規定されています。

10 審議会

- 市長の附属機関として、有識者で構成する審議会を設置することとします。

【解説】

- 8の命令及び行政代執行等を実施する際に、当該処分等の要件を具備するかどうか判断について専門的見地からの意見を聴くため、地方自治法に基づく附属機関として設置するものとします。

11 条例施行時期

令和5年4月1日より施行を予定しています。